

遊休施設利用事業者の募集について

行政用途を廃止等し遊休化した施設を利活用するため、阿賀町遊休施設等利活用促進条例施行規則第2条の規定に基づき、下記遊休施設を利活用する者を公募する。

1 利用事業者を募集する物件

名称	所在地	施設	建築年	構造	延面積	閉校年月日
旧三宝分小学校	東蒲原郡阿賀町 三宝分甲433番地	校舎	昭和55年	RC造3階建	1,385㎡	平成20年3月31日
		体育館	昭和55年	鉄骨造	627㎡	
		グラウンド	—	—	3,355㎡	
旧鹿瀬小学校	東蒲原郡阿賀町 向鹿瀬2036番地	校舎	平成4年	RC造3階建	2,331㎡	平成31年3月31日
		体育館	平成5年	鉄骨造	824㎡	
		グラウンド	—	—	6,843㎡	

2 募集期間 令和6年5月1日～令和6年9月30日まで
※公募期間終了後は、随時受付として募集を継続する。

3 利用形態 譲渡又は貸付
※阿賀町遊休施設等利活用促進条例に定める要件を満たす場合は、優遇措置あり。
要件の概要

- ①：常用の従業員を雇用
②：利用事業が地域の振興に寄与するもの

優遇措置の概要

- ①：減額貸付、減額譲渡（減額率は事業内容等により決定）
②：無償貸付（阿賀町民2名以上の雇用など）
③：固定資産税の免除

4 施設確認 募集期間中随時実施（見学希望日の1週間前までに事前予約必要）

5 応募条件 次に掲げる要件を満たすこと。

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項の規定に該当しない者
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条の規定に該当しない者
- 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条の規定に該当しない者
- 町税等に滞納がない者

6 利用条件等 次のとおり利用の条件を設定する。

- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所用に供することはできない。
- 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する監察処分を受けた団体の事務所用に供することはできない。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11条に規定する接客業務受託営業その他これに類する業の営業に供することはできない。
- 宗教的活動、政治的活動に用いてはならない。
- 施設で、動物の飼育等を行ってはならない。
- 施設の使用に伴い、近隣住民の生活に悪影響を与えるような行為をしてはならない。（騒音、異臭の発生など）
- 危険物等を保管してはならない。（必要に応じ保管する場合は、事前に町の承認を受けること）
- 施設維持管理費は、金額の多寡や内容を問わず、全額利用者の負担とする。

- (9) 貸付の場合、施設は現状有姿での貸付とし、修繕・改修が必要な場合は町の承諾を受けた上で実施すること。なお、その費用は利用者が負担することとし、当該修繕・改修を行った内容の所有権は契約満了時（途中解約の場合は解約日）に町に帰属するものとする。
（利用者が新たに購入、設置した備品、設備類は除く。）
- (10) 譲渡又は貸付けの実施に当たり、地域住民の同意を必要とするため、別に指定する日に指定する場所で事業内容の説明を行うこと。
- (11) 譲渡の場合、所有権移転登記が完了した日から5年間は転売することはできないこととし、5年間の買戻し特約を付すこととする。
- (12) 利用者が利用条件等に違反した場合は、契約を解除するものとし、これによって利用者が被る損害は内容の如何を問わず阿賀町は一切賠償しない。
- (13) 長期（概ね10年以上）継続して行われる事業計画であること。
- (14) 公告日現在「体育館」は、避難所として指定されているため、避難所としての機能を害しないこと。

7 提出書類

- (1) 阿賀町遊休施設等利活用促進条例適用指定申請書
- (2) 事業計画書
- (3) [法人の場合] 法人登記履歴事項全部証明（発行から1か月以内のもの）
[個人の場合] 住民票（発行から1か月以内のもの）
- (4) 印鑑証明書
- (5) 納税証明書（国税、都道府県税、市町村税）
- (6) 財務諸表（個人の場合は所得証明書）
- (7) その他、(1)指定申請書で求める添付書類及び別途指示する書類

※ 必要に応じて上記に記載のない資料等の提出等を求める場合があります。

※ 阿賀町遊休施設等利活用促進条例の適用を受けずに、施設を利用等したい場合は、別途指示する書類を提出すること。

9 提出方法 持参又は郵送

10 提出先 〒959-4495 新潟県東蒲原郡阿賀町津川580番地
阿賀町役場 総務課 政策推進班 電話 0254-92-3113

11 事業者の選定及び通知

指定事業者の指定等に係る審査は、阿賀町町有財産利活用検討委員会で行う。

審査項目及び配点は規則に定めるとおりとする。

結果は、公募期間終了後（随意契約の場合は申請後）概ね2か月以内に応募者に結果を通知する。

12 契約の締結

検討委員会が選定した事業者が、阿賀町議会及び地元への事業説明等を行い、同意を得た後に契約を締結するものとする。

※施設の所在する集落の同意等が得られない場合は、貸付契約等は締結しない。

この場合、申込者は町に対して、被った損害の一切について損害賠償請求はできないものとする。

13 その他

- ・施設の利用に関して条件・要望等がある場合は、申請前に町と協議を行い事業計画書の作成をすること。申請後の事業計画の変更は、指定の取消しに該当する場合がある。
- ・応募申請に係る費用は、全額応募者の負担とし、提出された書類は返却しない。
- ・応募者の氏名等を公表することがある。